

章	項目	適用項目	追加特記事項	章	項目	適用項目	追加特記事項	章	項目	適用項目	追加特記事項																																																																								
第1章	1-37 新技術の試行 (試行申請型)		<p>(1) 本工事は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(平成18年7月5日国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号及び国総施第60号)に基づき、「試行申請型」により下記新技術を試行する工事である。</p> <p style="text-align: center;">技術名 <u> 〇〇〇工法 </u> NETIS番号 <u> 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇 </u></p> <p>(2) 請負者は、当該技術の施工にあたっては、「追特仕」によるほか「新技術情報提供システム(NETIS)」に留意するものとする。</p> <p>(3) 請負者は、当該技術の施工にあたり疑義が生じた場合には、NETIS申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 請負者は、当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>(5) 請負者は、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」および「活用効果調査」に協力するものとする。なお、「試行調査」および「活用効果調査」に係る費用はNETIS申請者が負担する。</p> <p>(6) 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。</p> <p>(7) 当該技術の施工費用は、当該工事に標準的に用いられる「〇〇技術」による施工費用相当額を見込むものとし、この施工費用相当額を超えるものにあつては、NETIS申請者が実施する新技術試行調査に係る費用としNETIS申請者が負担する。</p>	第1章	1-39 新技術の活用 (発注者指定型)		<p>(1) 本工事は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(平成22年2月5日国官総第278号、国官技第287号、国営施第18号、国総施第260号)に基づき、「発注者指定型」により下記新技術を活用する工事である。</p> <p style="text-align: center;">技術名 <u> 乾式吹付耐震補強工法 </u> NETIS番号 <u> KT - 090036 - A </u></p> <p>(2) 請負者は、当該技術の施工にあたっては、「追特仕」によるほか「新技術情報提供システム(NETIS)」に留意するものとする。</p> <p>(3) 請負者は、当該技術の施工にあたり疑義が生じた場合には、NETIS申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 請負者は、当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>(5) 請負者は、当該技術の施工にあたり、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が指示する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、提出にあたっては、監督職員より指示された媒体によるものとする。</p> <p>(6) 請負者は、「活用効果調査」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。 なお、下請負人へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(7) 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。</p>	第1章	1-38 新技術の試行 (フィールド提供型)		<p>(1) 本工事は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(平成18年7月5日国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号及び国総施第60号)に基づき、「フィールド提供型」により下記新技術を試行する工事である。</p> <p style="text-align: center;">技術名 <u> 〇〇〇工法 </u> NETIS番号 <u> 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇 </u></p> <p>(2) 請負者は、当該技術の施工にあたっては、「追特仕」によるほか「新技術情報提供システム(NETIS)」に留意するものとする。</p> <p>(3) 請負者は、当該技術の施工にあたり疑義が生じた場合には、NETIS申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 請負者は、当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>(5) 請負者は、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」および「活用効果調査」に協力するものとする。なお、「試行調査」および「活用効果調査」に係る費用はNETIS申請者が負担する。</p> <p>(6) 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。</p>	第1章	1-40 新技術の活用等 (施工者希望型)		<p>(「特仕」第1編1-1-50)</p> <p>(1) 新技術の試行にあたっては、調査方法および調査結果について第三者機関等の確認を受けなければならない。 ここに、第三者機関等とは、第三者機関(公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第34条に規定する法人)および当該技術分野に精通する大学等の専門家をいう。 なお、この調査に係る費用は、すべて請負者の負担とする。</p> <p>(2) 「特仕」第1編1-1-50第3項による調査に係る費用等は、すべて請負者の負担とする。</p> <p>(3) 「特仕」第1編1-1-50第4項については、下請負人へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>	第1章																																																																			
	総則 (共通編)					総則 (共通編)				総則 (共通編)																																																																									
注) 本工事で適用する項目は、適用項目欄の○印のものとする。																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="11">平成23年度 19号勝川橋橋梁補強工事</td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td colspan="11">土木工事追加特記仕様書(6)</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>尺度</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>図面番号</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">7/32</td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td colspan="11" style="text-align: center;">名古屋国道事務所</td> </tr> </table>												工事名	平成23年度 19号勝川橋橋梁補強工事											図面名	土木工事追加特記仕様書(6)											年月日												尺度	—	図面番号	7/32									会社名												事務所名	名古屋国道事務所										
工事名	平成23年度 19号勝川橋橋梁補強工事																																																																																		
図面名	土木工事追加特記仕様書(6)																																																																																		
年月日																																																																																			
尺度	—	図面番号	7/32																																																																																
会社名																																																																																			
事務所名	名古屋国道事務所																																																																																		